

「第B項 用語の定義」について

1 「第B項 用語の定義」の概要

- 日本標準職業分類において使用する、①課業、②職務、③職業及び④報酬について、その意義を定めている。
- これは統計基準である日本標準職業分類を公的統計で使用するに当たり、使用する用語の意義を明らかにすることで、適切な運用に資するものである。

2 改正の概要

社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、設定時に想定し難い働き方などにおいても適切な運用を行うために次の改正を行った。

- ・「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めること
- ・「仕事」から「職務」に改めること
- ・「職務」の意義を改めること
- ・「職業」の意義を改めること
- ・「報酬」の意義を改めること

なお、個々の改正の内容及び理由は事項で示すとおりである。

3 改正の内容及び理由

(1) 「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めることについて

職業分類では、仕事の意義について、「一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業」と定めている。

これは、国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）において、job を「使用者のためまたは自営で行う場合を含み、1人の人によって行われる、あるいは行われるはずの tasks と duties の集合」と定義していることを踏まえたものである。

これまで職業分類では、ISCO-08 における「tasks」及び「duties」の異なるニュアンスを表すために「作業」及び「任務」を用いてきたものの、分かりやすさの観点から「tasks」及び「duties」を区別なく「課業」とし、「個々のひとまとまりの作業や任務」と定めることとする。

これに伴い、これまで「tasks」及び「duties」に対応させた「任務や作業」を「課業」に改めることとする。

(2) 「仕事」から「職務」に改めることについて

職業分類では、ISCO-08 の「job」に対応する用語として「仕事」を用いてきた。しかしながら、「仕事」は、日常に広く用いられ、その意味の一般的な理解に大き

な幅があることから、用語としての意義を定めることがかえって分かりにくさにつながりながらおそれがあることから、ISCO-08の「job」に対応する用語を「仕事」から「職務」に改めることとする。

なお、「仕事」を使用しない理由について、「課業」、「職務」及び「職業」との関係性と併せて本項の最後に記載した。

(3) 「職務」の意義を改めることについて

職業分類では、一人の人が遂行するひとまとまりの課業（任務や作業）を「職務（仕事）」と定めていた。これに加え、職業分類の対象は経済活動の主体が報酬を伴い個人に遂行を要求する職務であることを明示するために、「経済活動のために」という記載を加えることとする。

(4) 「職業」の意義を改めることについて

職業分類では、職業を「個人が行う職務（仕事）で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」と定めていたが、上述（3）で、職務であることが報酬を伴うものであるとの見直されたことに伴い、職業の意義を改める必要が生じた。

ISCO-08では、Occupationを「主たる tasks 及び duties の高度の類似性によって特徴付けられる jobs の集合」と定義しているところ、我が国においても同様の考え方が用いられており職業分類に導入することに支障が少ないことから、この考えに基づき「職業」の意義を改めることとする。

なお、ここでいう「類似性」は、職務に含まれる個々の課業が類似していること、職務を構成する課業の比重が類似することなどを意味する。

(5) 「報酬」の意義を改めることについて

個人が受け取る収入で報酬と紛らわしいものについて、これまで列挙していなかったものも想定されるため、報酬に当たらない収入の考え方を注記として整理した。

(参考) 国際標準職業分類 2008年版 (ISCO-08) と本項で定める用語の対応関係

ISCO-08	日本標準職業分類	
	改定案	平成21年12月告示
tasks	課業	作業
duties		任務
job	職務	仕事
occupation	職業	職業(※)

※日本標準職業分類(平成21年告示)における職業の意義が、ISCO-08におけるoccupationと異なることに留意。

第D項 職業分類の構成及び分類符号」について

1 「第D項 職業分類の構成及び分類符号」の概要

- 職業分類の構成や分類符号の表記に係るルールを示したものである。

2 改正の概要

今般、職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記の見直しは行わず、見直しにより変更された分類項目数を反映した改正を行った。

また、従来は方針という位置づけの表現であったが、見直した結果を記載している表現に改めた。

3 改正の内容及び理由

(1) 職業分類の構成について

職業分類を大分類、中分類及び小分類の3段階の階層で構成することを示した上で、今般の見直しを踏まえた大分類項目の名称や分類項目数の実態について表形式で表している。

(2) 職業分類の分類符号について

職業分類の設定した分類符号のルールを示している。

今般の見直しに当たっても従来と同様の分類符号の表記としている。

「第E項 職業分類の適用単位」について

1 「第E項 職業分類の適用単位」の概要

- 統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を日本標準職業分類に適用する際の単位を定めている。

2 改正の概要

今般の改正では、適用単位の考え方そのもの見直しはせず、分かりやすさの観点からの変更を行った。

3 改正の内容

(1) 「1人の人を単位として」について

職業分類は、個人を職業別に分類し観察するために用いる統計基準であるため、1人の人を単位に適用する。

このため、分類項目の名称は従事者など人を表す表現を用いている。

(2) 「遂行する職務を通じて適用する」について

職業の定義を踏まえ、職業情報から把握した職務に含まれる主な課業の類似性によって、日本標準職業分類に適用させることを意味する。

具体的な職業の適用方法については、第F項に記載している。